

新潟県条例第39号

新潟県少年自然の家条例の一部を改正する条例

新潟県少年自然の家条例（昭和48年新潟県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第6条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（指定管理者による管理）</p> <p>第7条 <u>少年自然の家の管理は、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により指定管理者に少年自然の家の管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第3条及び第4条の規定の適用については、第3条中「新潟県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、及び第4条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（指定管理者が行う業務）</p> <p>第8条 <u>指定管理者による管理の場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 第2条各号に掲げる少年自然の家の事業の実施に関する業務</u></p> <p><u>(2) 第3条に規定する使用の許可に関する業務</u></p> <p><u>(3) 第4条に規定する許可の取消しに関する業務</u></p> <p><u>(4) 少年自然の家の施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として教育委員会が定める業務</u></p> <p style="text-align: center;">（利用料金）</p> <p>第9条 <u>指定管理者による管理の場合には、第5条及び第6条の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 <u>指定管理者による管理の場合には、少年自然の家を使用する者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする。</u></p> <p>4 <u>利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について教育委員会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>5 <u>前項の規定にかかわらず、指定管理者は、同項の規定により利用料金を定めることが適当でない</u> <u>と認める場合には、あらかじめ教育委員会の承認</u></p>	<p>第5条の2 （略）</p>

を得て、利用料金を定めることができる。

6 指定管理者は、教育委員会規則で定める事由に該当すると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者の指定)

第10条 第7条第1項の規定による指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な少年自然の家の管理を行うことができると認める者を指定管理者として指定するものとする。

(1) 少年自然の家の運営において、住民の平等利用が確保されること。

(2) 少年自然の家の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。

(3) 少年自然の家の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(指定管理者の告示)

第11条 教育委員会は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

第12条 (略)

第6条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。